

医療 ADR あっせん人・仲裁人候補者

ふりがな きのもと なおき 氏名： 木ノ元 直 樹
事務所：木ノ元総合法律事務所
所属会：第一東京弁護士会

主 な 経 歴
1. 生年月日 1959（昭和34）年11月10日生 2. 弁護士登録年月 1988（昭和63）年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 3. 医療事件（民事）取扱い経験年数（令和6年4月時点） 36年 4. その他（公職・著書など） 別紙のとおり
医 療 機 関 側 ・ 患 者 側 の 別
医療機関側 ・ 患者側
あっせん人・仲裁人からのメッセージ
<p>現在取り扱っている事件の90%以上が医事紛争であるという日常の経験を基礎として、患者側の言い分を謙虚に聞きつつ、医療機関側の視点を率直かつ最大限に誤解のないよう吐露しながら、絡まった糸をほぐすような処理に努めたいと思います。</p> <p>また、ADRは所詮ADRであり、それ以上でもそれ以下でもないというのが持論です。全ての案件がADRによる解決に相応しいわけではありません。特に医事紛争は、交通事故に関するADRとは異なり、損害論のみで割り切れない要素が少なくなると考えられますので、徒に仲裁手続を進めようとする、かえって紛争解決に時間を要したり、過分の精神的負担を当事者が負うこととなるなど、マイナス面が大きくなる可能性があります。そこで、担当する事例については仲裁以外の裁判等その他の解決方法が望ましい事例か否かの判断も迅速にサポートできればと考えています。このようなサポートは、ADRに親しむべき事例の解決をより確実に図る上でも非常に重要と考えております</p>

[2024年1月現在]

(別紙) 公職・著書等

公職・学会等
日本賠償科学会前副理事長・評議員、日本救急医学会倫理委員、日本脳神経外科学会研究倫理審査委員、日本小児救急医学会倫理委員、日本精神神経学会ガイドライン検討委員等
2005～2006年 厚労科研「司法精神医療における精神障害者の人権擁護に関する研究」研究協力者
2008年～ 東京地裁主催：医療界と法曹界の相互理解を深めるためのプロジェクトチーム委員
2005～2015年 厚労科研「医療観察法の運用における人権擁護に関する研究」研究協力者
2006年～ 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業（東京地域）・評価委員
2007年～ 東京三弁護士会医療ADR・あっせん仲裁人（医療機関側）
2010～2011年 東京三弁護士会医療関係事件検討協議会委員長
2010～2011年 厚労科研「臓器提供施設における院内体制整備に関する研究」研究協力者
2010～2011年 厚労省「死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会」委員等
著書・論文
PL法の知識とQ&A・改訂版（単著・2004年・法学書院）
医療事故紛争の予防・対応の実務（共著・2005年・新日本法規）
交通事故と医療過誤（判例タイムズ943号・1997）
向精神薬投与に関する裁判例（新世紀の精神科治療・第1巻・中山書店・2002）
精神科における自殺事故と民事責任（判例タイムズ1163号・2005）
医療事故調査制度・弁護士からみて（日精協誌Vol.34 No.9・2015）
精神科医療と民事訴訟（精神科治療学31（10）・2016）
患者情報を適切に取り扱っていますか？（精神科治療学34（8）・2019）
向精神薬と自動車運転の法的課題（精神科治療学35（5）・2020）
同意取得困難事例を対象とする症例報告や研究における問題点と課題—法律家の視点—（日精神雑誌Vol.123 No.6・2021）
医師の働き方改革 法律家の立場から（日精協誌Vol.40 No.11・2021）
診療拒否に対する強制医療の適法性（訴訟事例を参考に）（臨床精神薬理25・2022）等